

日野市不足額給付コンタクトセンター
TEL 050-3668-2876■ 令和7年度日野市物価高騰対応重点支援給付金 ■
(不足額給付分) 申請書

日野市では、令和6年に実施した当初調整給付(令和6年度調整給付金)の算定に際して、給付対象でなかった方および令和6年1月2日以降に日野市に転入された方で支給要件を満たす方に、調整給付金(不足額給付分)を支給いたします。支給要件については【裏面】をご確認ください。

裏面記載の【支給要件】【誓約・同意事項】を確認して申請します。

1 申請者

フリガナ	生年月日	現住所			
氏名					
	(西暦)	令和6年1月1日 時点の住所	※現住所と変更がない場合は「同上」とご記入ください		
	年	↓ 国外居住者の場合は こちらにチェック	☐ 国外	電話番号	— —
	月 日				

2 振込口座欄 ※長期入出金のない口座は記入しないでください

金融機関コード				金融機関名								
支店コード				支店名		種別	口座番号					
						普通・当座						
口座名義(カタカナ) ※通帳の表記に合わせてください												

❗ 申請には本紙と提出書類をご提出ください ※提出書類の詳細は裏面をご確認ください

↓ 本人が確認、請求及び受給できない特段の事情がある場合に限り、代理申請が可能です。

3 代理人欄 ※代理人口座で受給する場合のみ下記に代理人情報をご記入ください

代理人氏名	代理人生年月日	代理人住所 (受給権者と同じ世帯の場合は住所の記入は不要)
	西暦 年 月 日	
代理人電話番号	受給権者との関係性	代理人が受給する場合は、裏面の必要書類③④を 本紙とあわせてご提出ください。
	☐ 同一世帯 ☐ 法定代理人 ☐ その他 ()	

提出書類

下記①②は必ずご提出ください

① 本人確認書類の写し



例) ・運転免許証
・マイナンバーカード
・在留カード など

※氏名変更があった場合は、氏名変更がわかる本人確認書類をご提出ください(変更前と変更後の氏名が記載されているもの)
例) 運転免許証・マイナンバーカードなど

② 口座確認書類の写し



例) ・通帳の見開きページ
・キャッシュカード
・クレジット機能付キャッシュカード など

※「金融機関名」「口座番号」「カタカナの口座名義」が確認できる部分をコピーしてください

代理人申請をされる方は

①②に加え、右記必要書類
③④をご提出ください

③ 代理人の本人確認書類の写し

④ 申請者(給付対象者)との関係が分かる書類 例) 戸籍謄本・登記事項証明書など

※給付対象者と代理人が「同一世帯の場合は④の書類は不要です」

※②の口座確認書類の写しは代理人名義の口座確認書類の写しをご提出ください

● 給付対象者(専従者又は合計所得金額48万円超であって所得税及び住民税所得割額がゼロの場合)

◆支給要件 ※次の①～④の支給要件すべてに該当する方

- ① 所得税・住民税所得割ともに定額減税前の税額が0円(本人として定額減税の対象外)
- ② 税制度上、「扶養親族」から外れてしまう(扶養親族としても定額減税対象外)
- ③ 低所得世帯向け給付「令和5年度非課税(7万円)」、「令和5年度均等割のみ課税(10万円)」、「令和6年度新たな非課税・均等割のみ課税(10万円)」のいずれも対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
- ④ 令和7年1月1日に日野市に住民登録がある

【誓約・同意事項】

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった

② 以下のいずれにも該当しません。

- ・令和6年度に実施された定額減税の対象であった
- ・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した
- ・令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給した

③ 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

● 給付対象者(他市区町村からの転入者の場合)

◆支給要件

- 令和6年中に他の市区町村や海外から転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で下記のいずれかに該当する方
- ・令和5年分所得税額に比べ令和6年分所得税額が減少した方(例:退職等により令和6年分所得税額が令和5年分所得税額より減少)
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例:こどもの出生等)

【誓約・同意事項】

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い市区町村において算定した支給額が支給されます。市区町村における算定の結果、0円となった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

【支給要件】

I+II(合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)-III>0となる納税義務者

I 所得税分の所要額:3万円×減税対象人数※1 - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額:1万円×減税対象人数※2 - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 調整給付金(当初給付分)の額

② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。